

柏原羽曳野藤井寺消防組合からのお知らせ

全ての飲食店に 消火器の設置が義務化!!

火を使用する設備または器具を設けた飲食店等には、
面積に関係なく消火器（業務用）の設置が義務となります。

改正理由

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の飲食店での火災を踏まえて消防法が平成30年3月28日に改正されました。

対 象

火を使用する設備または器具を設けた飲食店等

いつから

平成31年10月1日から適用されます。

消火器の設置が免除となる場合

調理油加熱装置など、全ての火を使用する設備または器具に下記の「防火上有効な措置」を設けている場合は消火器の設置が免除されます。

調理油加熱防止装置

自動消火装置

圧力感知安全装置

※詳細は裏面へ

設置が義務つけられた消火器は、点検を実施し、その結果を1年以内ごとに所定の書式で管轄の消防に報告してください。

- 点検に関する詳細事項
(URL : https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html)
- 総務省消防庁作成の「消火器点検アプリ」

「消火器点検アプリ」を提供していますのでご活用ください。

ダウンロードはこちらから

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8_h29/syokaki_tenken_app.html]

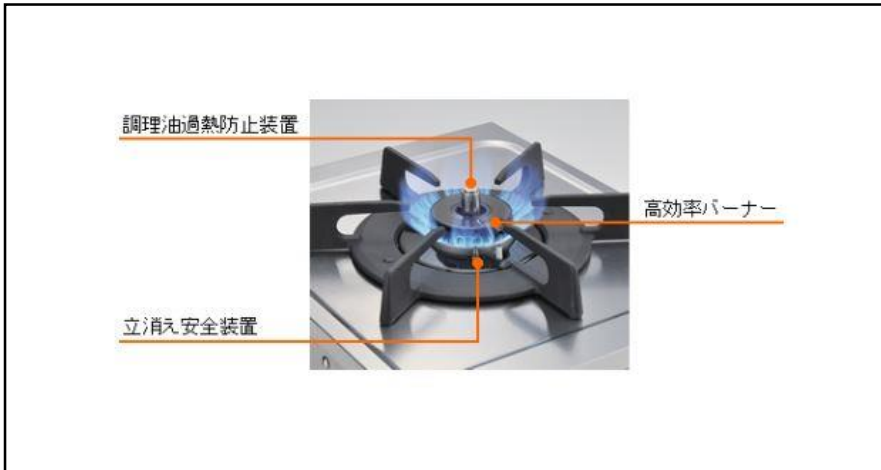


お問い合わせ先

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防署警備課まで

TEL : 072-958-9939

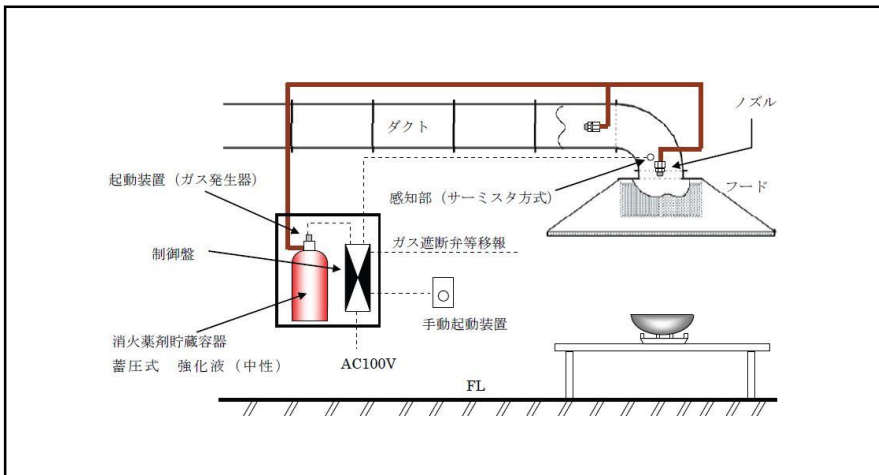
【調理油加熱防止装置】



センサーがなべ底の温度を感知し、約250度になると自動的に消火して油の発火を防ぐ装置

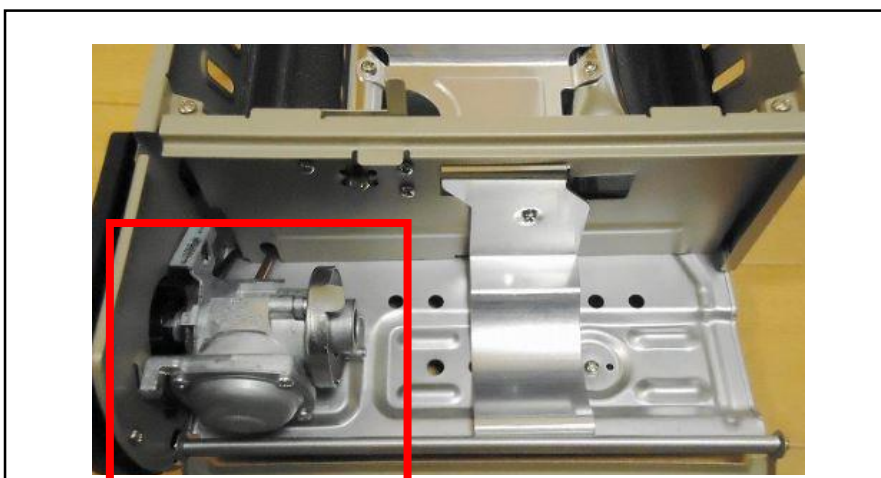
※平成20年10月1日以降に製造・輸入された製品には全てのバーナーに取付けられています。

【自動消火設備】



レンジ・フライヤー等の厨房設備からの火災を自動に感知し、消火薬剤を放出することで、当該厨房設備の火災を消火するもの

【圧力感知安全装置】



カセットコンロに充填されたカセットボンベが加熱され、中の圧力が0.4MPa～0.6MPaの圧力になった際に、自動的にガスを遮断する装置

※平成8年以降に製造のカセットコンロには安全装置として組み込まれています